

平成15年度版

一般事業主行動計画策定マニュアル

平成15年7月9日、次世代育成支援対策推進法が成立し、7月16日に公布されました。

この法律は、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、10年間をかけて集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。特に、企業等と地方公共団体は国が定める「行動計画策定指針」に沿って次世代育成支援対策のための行動計画を策定し、平成17年4月1日以降、速やかに行動計画を届け出た上で、その行動計画に基づく取り組みを進めていくこととなっています。

厚生労働省では、他の関係省庁と共同して、この法律に基づく指針を策定し、次世代育成支援対策の実施についての基本的な事項や内容などを示しました。

この「一般事業主行動計画策定マニュアル」は、その指針をもとに、事業主の皆さんのが行動計画を策定、実施するにあたって参考としていただされることを願い、厚生労働省が取りまとめたものです。

# 目次

○ はじめに	1
○ 一般事業主行動計画について	5
・ 次世代育成支援対策推進法に基づく取組の流れと 行動計画の策定フローチャート	5
・ Q&A	7
・ 行動計画例	50
○ 参考資料	54
・ 次世代育成支援対策推進法の概要	54
・ 行動計画策定指針	55

## ◆はじめに◆

日本の少子化が急速に進行し、我が国の経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。

人口を維持するのに必要な合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、2.08とされています。

平成元年、日本の合計特殊出生率は、1.57となり、昭和41年の丙午の年の1.58を下回りました。これは「1.57ショック」と言われ、私たちに少子化が進んでいるとの認識を一般化させました。

さらに、平成14年に公表された将来人口推計においては、少子化の背景として、晩婚化のみならず、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな現象が把握され、平成14年の合計特殊出生率も1.32と過去最低を更新するなど、今後も少子化が一層進行すると予測されています。

また、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられます。その理由として、子育てにかかる費用が増加していることや、育児に対する負担感があることなどに加え、仕事と子育てとの両立に対する負担感があると指摘されています。

実際、都市部では待機児童の問題など、保育所に子どもを入れにくい状況がみられ、それに加えて、仕事と子育てとの両立を可能にする雇用環境の整備が十分でなかったり、子育て期である30歳代の労働者の労働時間は長く、2割以上の男性が週に60時間以上の長時間労働をしているというような問題がみられます。

では、仕事と子育ての両立を進めていくためには、どうすればよいのでしょうか。保育所の整備など行政の取り組みとともに、それぞれの企業等においても、男性を含めた全ての人が、仕事のための時間と、自分の生活のための時間のバランスがとれるような“多様な働き方”を選択できるよう、働き方を見直していくことなどの取組が求められます。

このような状況を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備のために、国、地方公共団体、事業主が行う取組である「次世代育成支援対策」を進めるため、それぞれの果たすべき役割等を定めた「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。この法律では、国や地方公共団体による取組とともに、労働者が仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えるため、事業主にも次世代育成支援対策のための行動計画を策定・実施していくだくこととしています。

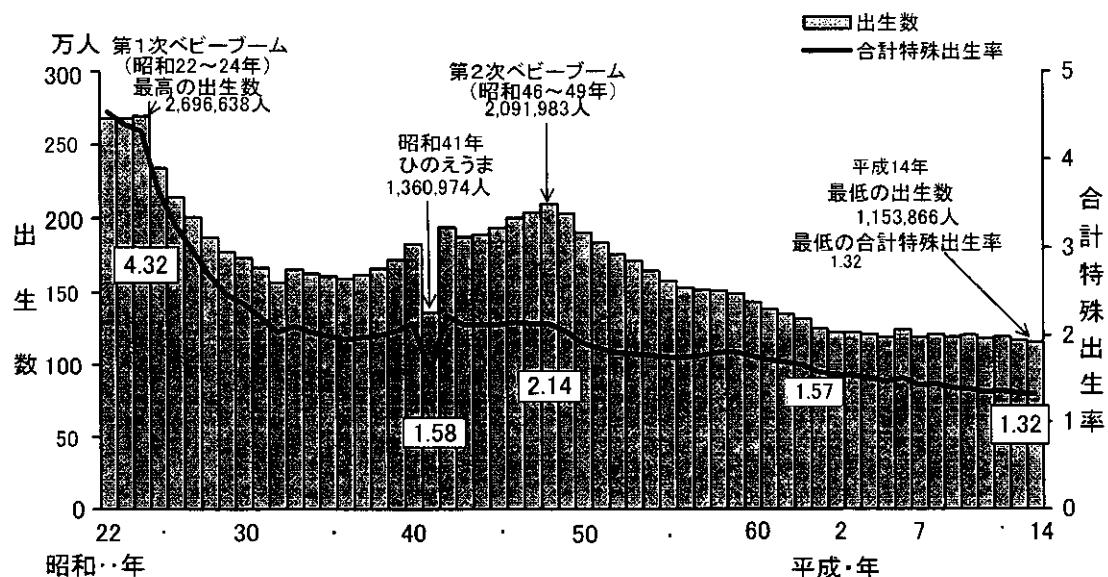
また、この「次世代育成支援対策推進法」においては、事業主が行動計画を策定・実施し、その計画に定めた目標を達成したことなどの一定の基準を満たした場合、申請を行うことで厚生労働大臣がその事業主を認定するという仕組みを設けています。

認定を受けた事業主は、そのことを示す表示（マーク）を、広告や商品などに付けることができるようになり、次世代育成支援対策に取り組んでいる企業等であることを対外的に周知できるようになります。

次世代育成支援対策に取り組み、認定制度を活用すれば、企業等のイメージアップや、優秀な労働者の定着など、企業経営にとって大きなメリットがあります。策定した行動計画を活用するという意気込みで、労働者と企業経営の両方に役立つ計画を策定・実施することが必要です。

我が国の少子化の流れが変わるかどうかは、事業主の皆さんの取組にかかっています。皆さんの取組を期待します。

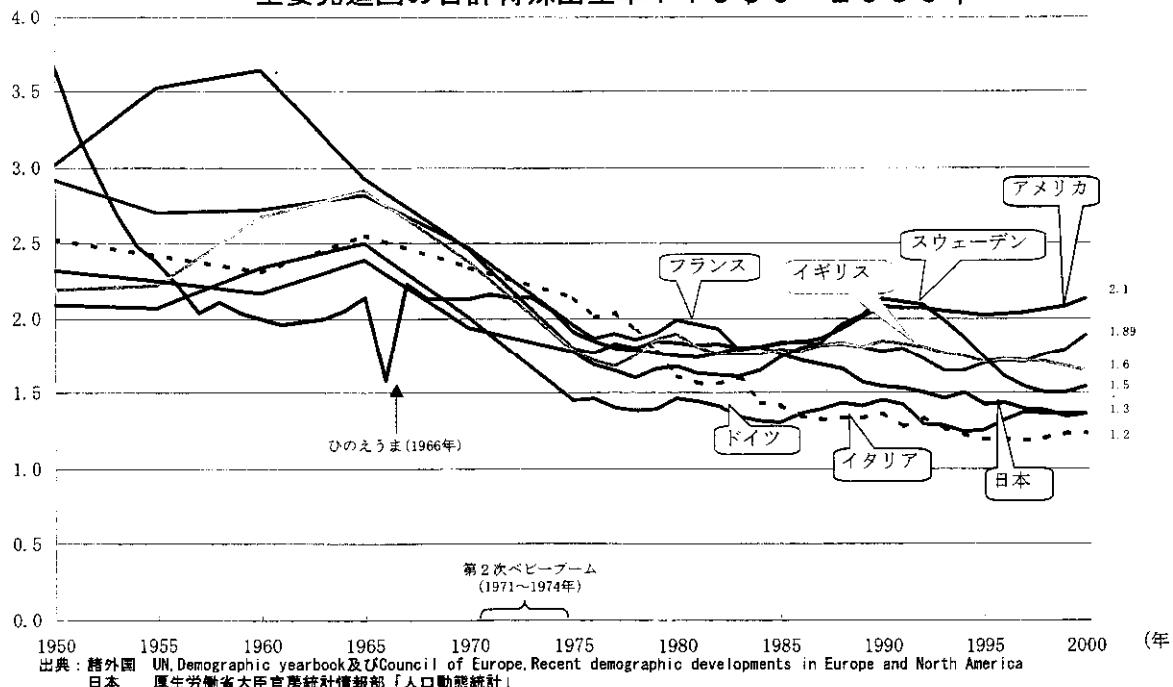
## 出生数及び合計特殊出生率の推移



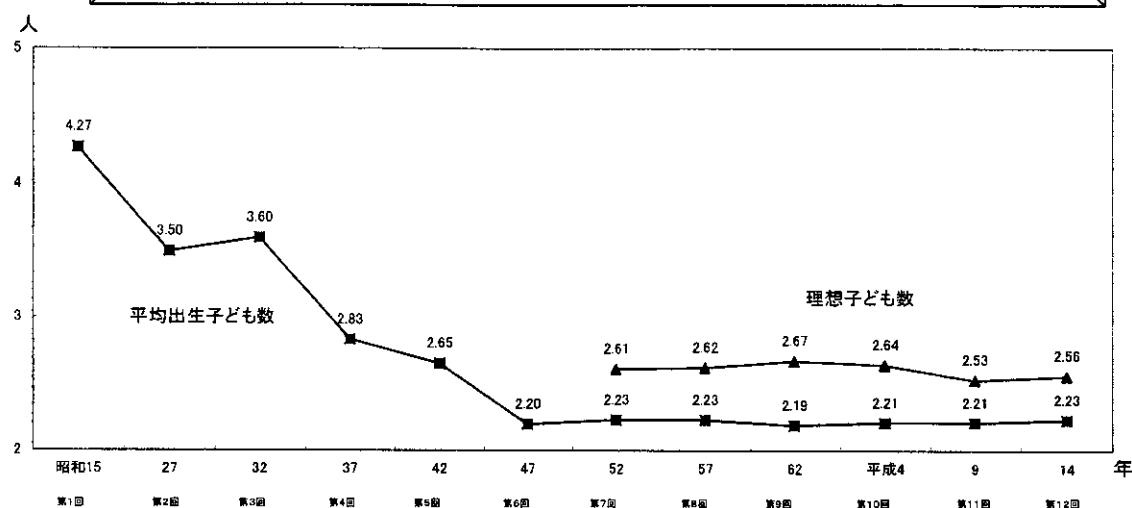
資料：厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率：15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

### 主要先進国の合計特殊出生率：1950～2000年



## 平均出生子ども数と平均理想子ども数の推移



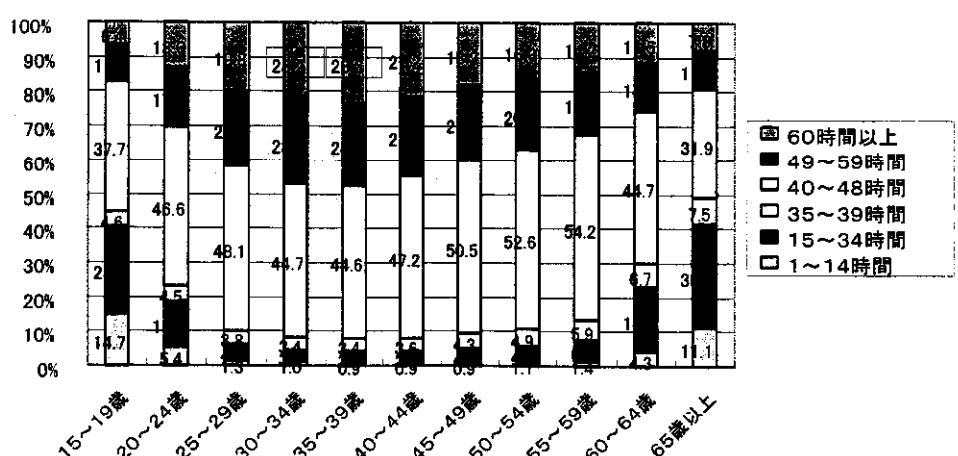
- (注) 1. 全国約50歳未満の妻に対する調査。  
2. 平均出生子ども数は、結婚持続期間15～19年の妻の出生子ども数の平均。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(第10回～12回)」、「出産力調査(第1回～9回)」

## 年齢階級別 1週間の就業時間

子育て期にある30歳代の就業時間は最も長く、2割以上が週に60時間以上

### 男性の年齢階級別 1週間の就業時間

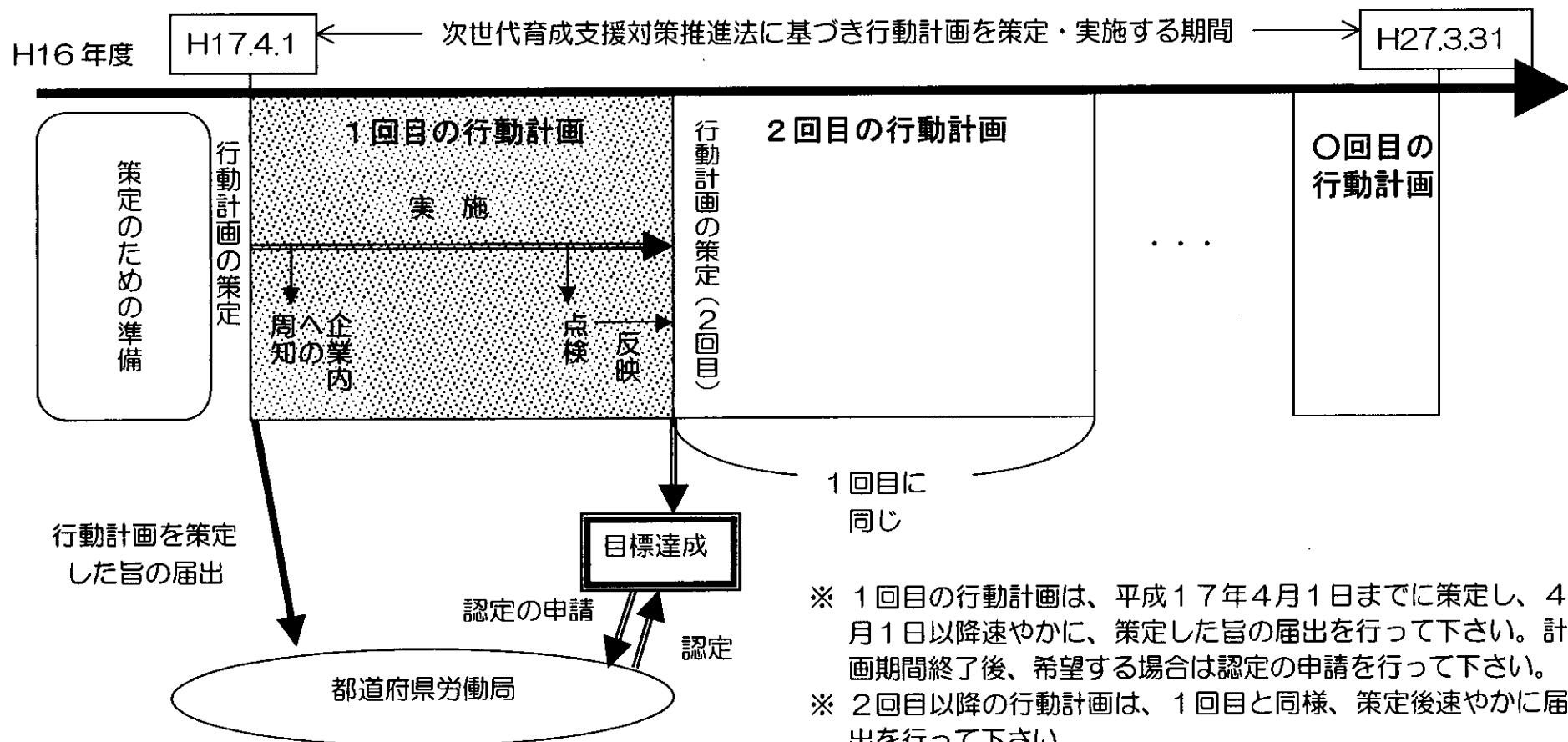


資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成12年)

## ◆一般事業主行動計画について◆

\*次世代育成支援対策推進法に基づく取組の流れ（イメージ）\*

次世代育成支援対策推進法の失効する平成27年3月31日までは、1つの計画期間が終わっても、また行動計画を策定・実施しなければなりません。そのため、計画期間が終了する前の一定期間から、それまでの取組状況を点検し、次の行動計画に反映させ、策定に着手することが必要です。



## \*行動計画の策定フローチャート\*

行動計画は、平成17年4月1日には策定・届出を行う必要があります。

では、どのような手順で策定することになるのでしょうか。ここでは、その流れをご説明します。

仕事と子育てに関する雇用環境の整備状況や  
労働者のニーズの把握

いよいよ計画づくりです！

計画期間を設定しましょう。(Q&AのQ10をご参照下さい)

次世代育成支援対策推進法に基づいて事業主が行動計画を策定しなければならないのは、平成17年4月1日から平成27年3月31日までです。この10年間を2年間から5年間の範囲に区切り、計画期間とすることが適当です。

計画に掲げる目標を設定しましょう。(Q&AのQ11をご参照下さい)

目標は、計画の中にいくつ設定していただいても構いませんが、可能な限り定量的なものとする（例えば、「平成〇年までに育児休業取得率を男性◎%、女性△%とする」）など、達成状況を客観的に判断できるようなものとすることが望ましいとされています。

現時点での取組の状況や課題把握、また目標の設定には、厚生労働省が定めた「両立指標」を活用することも効果的です。

目標を達成するための対策を立てましょう。(Q&AのQ11をご参照下さい)

目標を達成するために講じる対策と、その実施時期を決めましょう。

対策を実施するにあたっては、国の各種助成金や、次世代育成支援対策推進センターの行う相談などの支援のしくみを、効果的に活用することをおすすめします。

## 行動計画の策定・実施